第十三条第一項	第一次追加項目	貸方）	第十四条第一項
変分第一次追加項目	貸方）のうち額が変動するもの	第二次追加項目	［削る］
変分第二次追加項目	［削る］	［削る］	［削る］
改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十六条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条	第十条	第十条	第十四条

第十六条第一項及び第二項	第十七条第一項	貸方）	第十七条第一項及び第二項
変分第一次追加項目	貸方）のうち額が変動するもの	追加事業報酬の額	第二次追加項目
変分第二次追加項目	追加事業報酬の変動額	変分第二次追加項目	第十七条
改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十九条第一項の規定により料金を設定したものに限る。））（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条	第十条	第十条	第十七条

（変動額届出料金の算定）

第三十七条　みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

2　みなし小売電気事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条にお

第十六条第二号	含む。	第十八条第一項、第六項及び第七項	料金収入
含み、額が変動する場合に限る。）の変動額	料金収入の変動分		

（変動額届出料金の算定）

第四十条　みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

2　みなし小売電気事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条にお

第十九条第二号	合計額）	第二十一条第一項、第五項及び第六項	料金収入
合計額）（額が変動する場合に限る。）の変動額	料金収入の変動分		